

●香川県告示第164号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和6年8月2日

香川県知事 池田豊人

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
3-11	令和6年7月31日	医療法人社団勝賀かつが整形外科クリニック	高松市香西本町1-4番地10